

## 平成30年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成30年4月18日（水）午後1時58分開議

### 議 事 日 程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成30年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第3号 特定地域型保育事業者の公表について

日程第4 報告第4号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の制定について

日程第5 承認第4号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について

日程第6 議案第20号 瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について

日程第7 議案第21号 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

日程第8 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

日程第9 議案第23号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

日程第10 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

日程第11 議案第25号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

日程第12 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第13 教育長の報告

日程第14 そ の 他

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

福 野 佐代子

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

教育次長 山 本 康 義

教育総務課長 矢 野 隆 博

学校教育課長 小 川 瑞 樹

学校教育課主幹 郷 通 芳

学校教育課総括課長補佐 泉 大 作

幼児支援課長 林 美 穂

幼児支援課総括課長補佐 今 木 浩 靖

生涯学習課長 佐 藤 彰 道

生涯学習課総括課長補佐 児 玉 睦

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課総括課長補佐 松 島 孝 明

**○傍聴者**

なし

**開会及び開議の宣告**

○**教育長** 年度初めの大変お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、只今より平成 30 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

---

**日程第 1 平成 30 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について**

○**教育長** 日程第 1 平成 30 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 30 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

---

**日程第 2 会議録署名委員の指名について**

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員にお願い致します。

---

**日程第 3 報告第 3 号 特定地域型保育事業者の公表について**

○**教育長** 日程第 3 報告第 3 号 特定地域型保育事業者の公表について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第 3 報告第 3 号 特定地域型保育事業者の公表について特定地域型保育事業者を公表する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。平成 30 年 4 月 18 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 53 条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 受け入れ定員は、19名が全体の定員ということですか。

○**幼児支援課長** その通りです。

○**福野委員** 保育士資格は全員が持っているのでしょうか。

○**幼児支援課長** 持っています。

○**福野委員** 常勤の保育士は何名体制ですか。

○**幼児支援課長** 資料確認し、ご報告させていただきます。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第3号 特定地域型保育事業者を公表する告示について、承認することと致します。

---

#### 日程第4 報告第4号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の制定について

○**教育長** 日程第4 報告第4号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第4 報告第4号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱を制定する告示について瑞穂市体育協会補助金交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。平成30年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市体育協会への補助金交付に係り、必要な事項を定めるため制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 補助金交付の申請の記載はあるが、実施報告はあるのですか。

○**生涯学習課長** 瑞穂市補助金交付規則、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱等に具体的な実施報告の記載があります。それ以外で明記すべきものを当該要綱に盛り込んでいます。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第4号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の制定について、承認することと致します。

---

### **日程第5 承認第4号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について**

○**教育長** 日程第5 承認第4号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第5 承認第4号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。平成30年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 承認第4号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、承認することと致します。

---

### **日程第6 議案第20号 瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について**

○**教育長** 日程第6 議案第20号 瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第6 議案第20号 瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について、瑞穂市教育委員会表彰規則（案）を別紙のとおり提出する。平成30年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市の教育、学術、芸術、体育その他文化の振興発展に貢献したものを表彰し、今

後の一層の活躍を奨励するため規則の制定を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加木屋委員** 推薦をされるのは学校長になるのでしょうか。

○**教育総務課長** 瑞穂市教育委員会表彰規則（案）第4条において被表彰者の推薦は、原則として校長又は教育委員会事務局の主務課長が推薦することとしており、その後、教育委員会定例会にお諮りし、決定することとなります。

○**加木屋委員** 市内に在住し、私立の学校に通学している児童、生徒もその学校長が推薦することになるのでしょうか。

○**教育総務課長** 新聞報道などにより情報を得て事後に表彰することも想定されるため、そういった場合はこちらからその学校にお話を聞くためにお伺いし、教育委員会事務局の主務課長が推薦することとなります。

○**教育長** 近隣の私立学校の校長先生宛てに当市で表彰規則を定めた旨をお知らせすることもできますので、瑞穂市内の児童、生徒が該当するようであればお知らせをお願いしたいと思います。

○**森下委員** 美事善行の場合には、第3条に規定する学校及び団体並びに個人となっていますが、考え方によっては他の模範となるような行為ということであれば、個人で第2条も適用することもできそうであるが、その判断については推薦者の判断ということになるのでしょうか。

○**教育総務課長** 第2条は個人単独、第3条は学校、団体活動内の個人と定義しています。

○**森下委員** 学校そのものを表彰することもあるのですか。

○**教育総務課長** あると思います。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第20号 瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について、可決することと致します。

## 協議会の設置について

○**教育長** 日程第7 議案第21号 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 議案第21号 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第2条第1項第4号の規定に基づき、平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置することについて瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和43年岐阜県教育委員会告示第4号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第21号 平成30年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、可決することと致します。

---

## 日程第8 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第8 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第8 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、別紙のとおり提出する。平成30年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成30年法律第12号）の施行に伴い、一部階層の利用者負担額を変更するため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第22号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

---

#### 日程第9 議案第23号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

○教育長 日程第9 議案第23号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第9 議案第23号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第3条の規定により、瑞穂市社会教育推進員を委嘱するもの。

○教育長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第23号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、可決することと致します。

---

#### 日程第10 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○教育長 日程第10 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第10 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会

規則第6号)第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたため、瑞穂市付属機関設置条例(平成20年瑞穂市条例第30号)第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

---

### 日程第11 議案第25号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

○**教育長** 日程第11 議案第25号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第11 議案第25号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。平成30年4月18日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市社会教育委員条例(平成15年瑞穂市条例第59号)第2条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 議案第25号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、可決することと致します。

---

### 日程第12 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第12 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第12 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 放課後児童支援員には、高校を卒業していなくても5年以上放課後児童健全育成事業の経験があれば支援員になれるということで、これまで経験された方は良いとして、新たにそのような経験は無いけれどもとても能力があり、優秀な方がみえたとしても高校を卒業していなければダメということでしょうか。しかも、5年以上経験しないとダメということでしょうか。

○**幼児支援課長** 当市の放課後児童クラブは、指導員とサポーターの方がいますが、サポーターについてはこういった規制はかかっておりませんので、まずサポーターとして5年の経験を積んでいただいて、その後県の研修を受けていただいた後、認められれば支援員という扱いになります。

○**森下委員** 放課後児童健全育成事業に従事した者というのは、サポーターも含むということですか。また、サポーター以外にありますか。

○**幼児支援課長** サポーターだけです。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第12 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

---

### 日程第13 教育長の報告

○**教育長** 平成30年度を迎え順調にスタートしていると思っています。今年瑞穂市は、市制15周年ということでゴールデンウィークを中心に色々なイベントが企画されています。市内各地で開催されるイベントに子どもたちも参加で

きるといいなと思っています。みずほバスもこの期間内は、何回乗っても無料で乗り放題となっており、子どもたちが知ることが大事でバスに乗ってこんなところまで行けるんだと実感すると利用者の増加にも繋がるのではないかととも考え進めていきたいと思っています。

市内の子供ですが、保育所1, 196人、幼稚園257人、小学生3, 521人、中学生1, 612人、教育委員会が携わるお子さんの合計6, 586人となっており、年々少しずつ増えています。そのうち、外国籍のお子さんは、小・中学校で見ますと136人、ほぼ穂積中学校区に集中しています。このお子さんたちの7～8割は、日本語が十分に話せない状況であります。昨年度から様々な手を打ってきていますが、今後もっと充実させていかないと将来に向けての学力保証はできないのではないかと心配します。瑞穂市に在住される以上は責任を持って国籍に関係なく、子どもたちの確かな学力は身に付けることができるよう保証していかないといけないと思っています。新たな課題として出てくるであろう外国籍のお子さんについては積極的にやっていきたいと思っています。昨年度からは、朝日大学と連携、お力をお借りして毎週金曜日の放課後に日本語教室を開催していただいています。丁寧にやっただいており、有り難く思っています。ただ、教室に参加できるお子さんが対象となっているので、参加できないお子さんについて、市としてどのように考えていけばいいか模索しながら向かっていきたいと思っています。できることならば今年度中にスタートをきれんことを考えて行こうと思っています。

---

#### 日程第14 その他

○**教育長** 日程第14 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** 特にありません。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 瑞穂市立穂積保育所仮園舎建設の進捗状況について、4月13日時点で70%となっております。今後は、4月28日に引越し作業の予定であります。翌29日に大型のものについては、業者にお願いしまして実施する予定です。その後準備でき次第、開園ということになります。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 平成30年度ですが、園児、児童、生徒数5,390人に対して402人の教職員でスタートし、4月8日、9日に入園式、入学式、始業式があり、どの園、学校も順調なスタートを切ったと聞いております。今年度教員の当初欠員が14人ということで、瑞穂市内の小・中学校10校としては、適正な規模でスタートが切れていると思います。また、教員の多忙化が叫ばれていますが、スクールサポートスタッフという事業に手を挙げましたところ、補助を受けられることとなり、文部科学省3分の1、県が3分の2を賄う補助事業ですけれども、学習プリントの印刷、配布事務、授業準備の補助等の業務をお願いし、教職員の業務の軽減を図ろうということを今年度考えております。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 保育所における4月1日現在の待機児童については0人、ただし、特定の保育所に入所を希望されているいわゆる隠れ待機児童は、12人居ます。今のところ、中保育・教育センター、清流みずほ保育園、清流みずほ認定保育園、ニチイキッズで定員に空きがあるので、希望があればそちらをお話させていただいています。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** (仮称) 中山道大月多目的広場整備基本計画等作成業務委託については、プロポーザルにより行っていますが、審査を終えまして大日コンサルタント㈱と3月30日付けで契約しました。契約金額は6,966千円、契約期間は、平成30年9月28日までとなります。計画案策定にあたり6月までにワークショップを2回開催する予定をしており、そこでの意見を計画案に盛り込む予定です。その計画案を10名程度で組織する検討会において協議し、最終計画案として策定する流れとなります。検討会のメンバー構成については検討中ですが、学識経験者、自治会の代表、各種団体代表者、朝日大学、商工会、保育士の代表などを想定しております。また、ワークショップ開催にあたり、参加者募集のチラシを5月の広報で全戸配布するとともに公共施設や朝日大学などにも置きたいと思っています。なお、ワークショップの開催は第1回が5月26日、第2回は6月23日のそれぞれ13:30からを予定しています。また、ワークショップや検討会で出された意見等については、その都

度、教育委員会や議会にお示ししたいと思っています。大月広場整備までの有効利用として、先日、岐阜県警察本部から交通機動隊の白バイやパトカーによる走行訓練の場として使用したいとの申請がありました。協議した結果、お貸しすることとなりましたのでご報告させていただきます。使用期間としては4月から12月までの月に6～8回程度で、時間は半日若しくは1日となる模様です。騒音等が予想されますので、近隣の方々には事前に周知をいたします。続きまして、うすずみ研修センターについて、ご報告させていただきます。うすずみ研修センターは、指定管理者を4月1日よりシダックス大新東ヒューマンサービス㈱として運営を開始しています。うすずみ研修センターの入るホテル館があるNEO桜交流ランドの集客につながる改修、整備についてもほぼ完了し、5月から本格的に稼働すると聞いておりますのでご報告させていただきます。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** スクールサポーターは何人ですか。

○**学校教育課長** 現段階で具体的に県から通知はありませんので、これから任用等進めていくわけですが、中学校区に1人配置し、必要に応じ小学校に行ったりというふうに考えています。

○**加藤委員** 今後の見通しとして各学校に1人は無理でしょうか。

○**学校教育課長** 補助事業ですので瑞穂市の持ち出しは無いわけですが、すべての学校に配置するとなれば、市の持ち出しを考えて行かなければなりませんので、簡単には進められないのではないかと思います。

○**加藤委員** 勤務時間はどのような予定でしょうか。

○**学校教育課長** 1日6時間勤務です。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

○**福野委員** 図書、絵本の購入についてですが、消耗品として予算が立てられているか、図書費として立てられているかお聞きします。

○**幼児支援課長** 各園からは月に何冊かは紹介したいとのお話は伺っています。需用費のなかでも枠づけをしてこの分は、図書を購入するというふうにすることも可能です。

○**福野委員** どの園も多くの図書が購入され、園児に反映されるようお願いい

たします。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

○**教育長** 次回の会議ですが、平成30年5月31日、木曜日、午後2時00分から平成30年第5回瑞穂市教育委員会定例会、平成30年6月25日、月曜日は、午後1時00分から教育総合会議を含めた平成30年第6回瑞穂市教育委員会定例会という予定でよろしくお願い致します。

---

### **閉会の宣告**

○**教育長** 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成30年第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

**閉会 午後3時20分**

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年4月18日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。